

説明資料4

業務実績及び評価

目 次

(独)農業者年金基金の業務実績等評価について	1
総合評価及び項目別評価の評定表	3
(独)農業者年金基金に係る主務大臣評価の概要(H28年度業務実績)	5
(独)農業者年金基金に係る主務大臣評価の概要(第3期見込評価)	9

(独) 農業者年金基金の業務実績等評価について

1 独立行政法人評価制度について

(1) 中期目標の設定等

独立行政法人（以下「独法」という。）の達成すべき業務目標として、主務大臣が3～5年の中期目標を定め、当該目標の達成に向け、各独法自ら策定した中期計画及び年度計画に基づき、計画的に業務を遂行。

【独立行政法人通則法第29条～第31条】

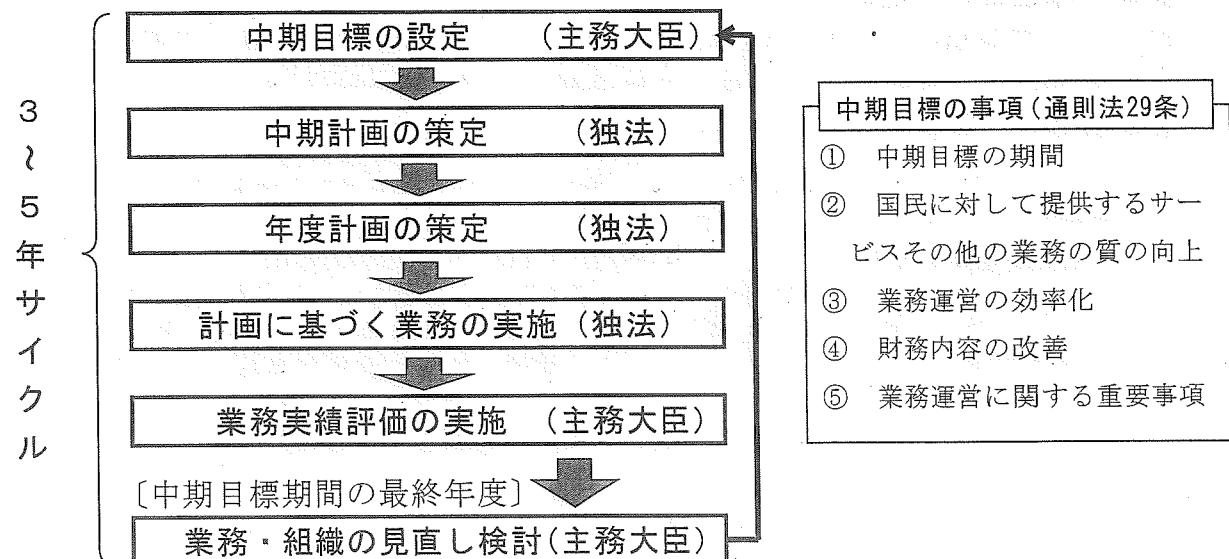
(2) 独法の業務実績評価の実施

独法の業務実績の評価や見直しは、主務大臣が下表のとおり実施。

【独立行政法人通則法第32条、第35条】

実施時期	評価
毎年度	前年度の評価
中期目標期間の最終年度	前年度の評価＋中期目標期間全体の見込評価 法人の業務・組織全般の見直しの検討
中期目標期間の最終年度の翌年度	前年度の評価＋中期目標期間全体の評価

○ 独立行政法人評価制度のフロー



※平成28年度に係る業務の実績に係る評価書及び中期目標期間に見込まれる業務の実績に係る評価書は基金ホームページに掲載（予定）

【<http://www.nounen.go.jp/soshiki/>】

2 業務実績評価について

中期目標期間の最終事業年度には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条の規定に基づき、主務大臣は、独法に対し、

- ① 前事業年度における業務の実績について評価を実施するとともに
- ② 中期目標期間における業務の実績（見込）の評価を実施することとされている。

独立行政法人農業者年金基金の現中期目標の期間は、平成25年度から29年度であり、29年度においては、前年度（28年度）の業務実績評価に加え、中期目標期間における業務の実績（見込）の評価が実施された。

なお、この中期目標期間における業務の実績（見込）の評価結果を踏まえた業務・組織全般の見直しの検討を経て、今後、同年度中に次期目標（平成30年度～34年度）が設定されることとなる。

3 評価の流れ

- ① 独法は、事業年度終了後3月以内（6月末まで）に、自ら評価を行った報告書（自己評価書）を主務大臣に提出し、公表。
- ② 主務大臣は、自己評価書の評価に当たって、独法の理事長や監事等役員に対するヒアリングを行い、役員等から必要な情報を収集するほか、外部有識者による有識者会議を開催し、外部有識者の意見を聴取（いずれも7月に実施済み）。
- ③ 主務大臣は、自己評価書について評価を行い、法人に評価結果を通知するとともに公表する。

4 評価の単位及び評定区分

評価は、評価単位（中期目標を定めた項目）に合わせて行う項目別評定と、項目別評定を基礎とし独法全体を評価する総合評定によって行われる。

項目別評定の評定区分は以下のとおり。

<評定区分>「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日総務大臣決定）

- ・ 原則として、S、A、B、C、Dの5段階
- ・ 「B」を標準とする。

S：法人の活動により、中期計画（中期目標期間評価の場合は中期目標。以下同じ。）における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては120%以上とする）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

項目	中期目標期間見込評価				H28年度業務評価			
	主務大臣評価		基金自己評価		主務大臣評価		基金自己評価	
	総合評価	B	基金自己評価	B	基金自己評価	B	基金自己評価	B
大項目	中項目	小項目	小項目	大項目	中項目	小項目	小項目	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B				B			
1. 農業者年金事業	B				B			
(1)被保険者資格の適正な管理		b	b		b	b		
(2)年金裁定請求の勧奨		b	b		b	b		
(3)申出書等の迅速な処理		b	b		b	b		
(4)標準処理期間の短縮		b	b		b	b		
2. 年金資産の安全かつ効率的な運用	A				B			
(1)基本方針に基づく運用等		a	a		a	a		
(2)運用結果の公表及び加入者等への通知		b	b		b	b		
(3)ガバナンスの強化		a	a		b	b		
3. 制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B			B			
(1)加入推進目標の設定		b	b		b	b		
(2①)加入推進活動関係		b	b		b	b		
(2②)加入推進活動関係		b	b		b	b		
(3)加入推進活動の格差縮小		b	a		b	a		
(4)ホームページ等による情報提供		b	b		b	b		
II. 業務運営の効率化に関する事項	B				B			
1. 営業経費の抑制	B				B			
(1①)一般管理費の抑制		b	b		b	b		
(1②)事業費の抑制		b	b		b	b		
(1③)人件費の計画的削減		b	b		b	b		
(2)給与水準の適正化		b	b		b	b		
(3)契約適正化の推進		b	b		b	b		
2. 業務運営の効率化	B				B			
(1)事務書類の簡素化		b	b		a	a		
(2)電子情報提供システムの利用促進等		b	b		c	b		
(3)農業者年金記録管理システムの開発等		b	b		b	b		
3. 組織運営の合理化	B				B			
(1)組織の整備及び常勤職員の配置の適正化		b	b		b	b		
(2)能力・実績主義の活用		b	b		b	b		
4. 委託業務の効率的・効果的実施	B				B			
(1)実績報告書による活動状況の把握		b	b		b	b		
(2)加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し		b	b		b	b		
(3)業務実態等を踏まえた配分基準の適正化		b	b		b	b		
5. 業務運営能力の向上等	B				B			
(1)農業者年金基金職員の業務運営能力の向上		b	b		b	b		
(2)業務受託機関担当者の業務運営能力の向上		b	b		b	b		
6. 内部統制の充実・強化	B				B			
(1)内部統制の充実・強化		b	b		b	b		
(2)理事長等による内部統制の指示		b	b		b	b		
(3)コンプライアンスの推進等		b	b		b	b		
(4)業務受託機関に対する考查指導		b	b		b	a		
(5)情報セキュリティ対策の向上		a	a		b	b		

項目	中期目標期間見込評価				H28年度業務評価			
	主務大臣評価		基金自己評価		主務大臣評価		基金自己評価	
	総合評価	B	総合評価	B	大項目	中項目	小項目	小項目
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B	b	b	B	B	b	b
(1)貸付金債券の適切な管理・回収等			b	b			b	b
(2)運営費交付金の厳格な算定			b	b			b	b
IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	B	B	b	b	B	B	b	b
(1)支出削減の取組			b	b			b	b
(2)法人運営における資金の配分状況			b	b			b	b
V. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	—	—
長期借入金	B	B	b	b	B	B	b	b
VI. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B				B			
1. 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)		B	b	b			b	b
(1)方針			b	b			b	b
(2)人事に関する指標			b	b			b	b
2. 積立金の処分に関する事項		B	b	b	B			

(独)農業者年金基金に係る主務大臣評価の概要(H28年度業務実績)

1 総合評定 B(所期の目標を達成していると認められる)

(理由: 評価対象14項目全て「B」であり、総合評定を引き下げる事象もないとため)

【法人全体の評価】

項目別評定に個別の課題等はあるものの、業務及び組織全体では、中期目標における所期の目標の達成に向け、年度計画に従い概ね適切に業務が実施されていると評価。

(参考)今中期目標期間における総合評定の状況

25年度	26年度	27年度	28年度
A	C	B	B

注: 25年度は旧評価制度による評定結果で「A」が標準、26年度以降は「B」が標準。

2 項目別評定 (※赤字は、「B」以外の評定又は自己評価と主務省評価が相違するもの)

I 国民に対して提供するサービス等の業務の質の向上 (主務省評価B)

1 農業者年金事業 (自己評価b×4、主務省評価B)

国年記録との突合、裁定請求漏れ防止のための勧奨文書の送付(毎月)について計画どおり実施され、また、標準処理期間内に処理された事務の割合についての目標等も達成(目標: 97%以上、実績: 98.31%)。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用(自己評価a+b×2、主務省評価B)

資金運用の基本方針に基づき年金資産を適切に運用するとともに、政策アセットミクスの妥当性の検証も適切に実施しており、また、運用受託機関名を公表するなど運用の透明性も確保されていると認められる。

なお、急速なマイナス金利の進行という過去に例のない運用環境の変化にも迅速に対応し、適切な損失回避策が講じられたことについては、a評定とした。

3 制度の普及推進及び情報提供の充実 (主務省評価B)

(1)加入推進推進目標の設定 (自己評価b、主務省評価b)

20%への拡大を目指し毎年度均等に割合を拡大していく場合の28年度に到達すべき割合である18.8%に対し、実績は19.2% (基金の自己評価では19.0%) であったことから、b評定とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 中期目標を達成するためには、最終年度の29年度において、28年度と同程度以上のポイント増が必要であり、目標達成に向けた新規加入の進捗管理を適確に行い、若い農業者に重点を置いた加入推進の取組を一層徹底することが必要。

(2) 加入推進活動関係 (自己評価b×2、主務省評価b×2)

計画どおり、業務受託機関に対し、加入推進取組方針に基づく推進活動の徹底を図るとともに、フィナンシャルプランナー等の専門家による研修を増やす等効果的な手法を取り入れた取組がなされている。

(3) 加入推進活動の格差縮小 (自己評価a、主務省評価b)

重点県の中で更に特別重点県(埼玉、千葉、愛知、和歌山の4県)を指定し、これらの県に基金の役員を派遣し、巡回意見交換による課題の共有化、活動計画の共同作成などの取組を強化。これにより、活動格差の縮小は一定程度認められたが、目標を上回る成果は認められない。

(4) ホームページ等による情報提供 (自己評価b、主務省評価b)

計画どおり、各種PR資料の作成、関係機関への提供、HPへの掲載が行われ、また、年金受給者等に対し、支給停止の手続等の情報提供が行われている。

II 業務の効率化 (主務省評価B)

1 運営経費の抑制 (自己評価b×5、主務省評価B)

計画どおり、運営経費の抑制(一般管理費3%削減、事業費1%削減、ラスパイレス指数100以下等)が図られている。

また、調達関係については、やむを得ないもの以外は全て一般競争入札とするほかほか、企画競争入札等に係る契約審査委員会の事前審査、一者応札の改善方策の検討、契約監視委員会での調達等合理化計画のチェック等契約の適正化が進められている。

2 業務運営の効率化 (主務省評価B)

(1) 事務書類の簡素化 (自己評価a、主務省評価a)

計画どおり、関係者の意見・要望を踏まえ、事務書類の簡素化に取り組んだことに加え、業務手引きの抜本的な改善に着手し、業務受託機関の利便性の向上を図るなど目標を上回る成果が認められる。

(2) 電子情報提供システムの利用促進等 (自己評価b、主務省評価c)

新システムについて、説明会の開催等による利用促進に取り組んだが、アクセス件数は前年度を下回る結果となった(27年度:162万1千件→28年度:155万件)。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 新システムの利用状況及びアクセス件数が減少した要因を分析・検証し、その結果を踏まえ、必要な改善策を検討すること。

(3) 年金記録管理システムの開発等 (自己評価b、主務省評価b)

計画どおり、マイナンバー制度への対応等のための開発を引き続き進め、情報連携に向けて個人情報の初期突合作業等に取り組んだ

3 組織運営の合理化 (自己評価b×2、主務省評価B)

常勤職員は74人と、75人以下となっており、また、役職員の給与等の決定について、人事評価を導入するなど成果主義が導入されている。

4 委託業務の効率的・効果的実施 (自己評価b×3、主務省評価B)

市町村段階の加入推進活動経費について、活動を活性化させるため、基本額を廃止し、戸別訪問実施人数に応じた配分に見直すとともに、経営移譲等の事前指導の徹底に伴う事務量の増減に応じた業務委託費の配分を行い、配分基準の適正化が図られた。

5 業務運営能力の向上 (自己評価b×2、主務省評価B)

計画どおり、初任者研修や専門研修等を適切に実施し、また、会計検査院からの指摘を受けた事務手続の改善措置について、4月の担当者会議で都道府県段階の業務受託機関に対して周知徹底を図るなど適切に対応したと認められる。

6 内部統制の充実・強化 (主務省評価B)

(1) 内部統制の充実・強化 (自己評価b、主務省評価b)

内部統制基本方針等に基づき内部統制の充実・強化に取り組んだと認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 個人情報の保管及び点検方法の改善に向け、管理体制や規程を見直し、早急に必要な措置を講じる等内部統制システムを改善・充実させること。

(2) 理事長による内部統制の指示 (自己評価b、主務省評価b)

役職員に対する「役職員の行動指針」に基づく指示及び周知並びに毎四半期の経営管理会議の開催による中期計画・年度計画の進捗管理等が適切に実施された。

(3) コンプライアンスの推進等 (自己評価b、主務省評価b)

計画どおり、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会等をそれぞれ年2回開催し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底の取組がなされた。また、コンプライアンス研修、内部監査、運営評議会についても計画どおり適切に実施された。

(4) 業務受託機関に対する考查指導 (自己評価a、主務省評価b)

基金の自己評価では、年度計画の200程度の目標に対し、255機関に対し考查指導を行ったこと等から「a」としているが、中期目標及び中期計画の目標は240程度であり、当該目標に対する達成度は106%であることから、b評価とした。

(5) 情報セキュリティ対策の向上 (自己評価b、主務省評価b)

政府統一基準群等を参考に情報セキュリティ規程の見直しが進められ、また、システム脆弱性情報への対処及び農林水産省への報告についても迅速かつ適確に行われた。

III 財務内容の改善 (自己評価b×2、主務省評価B)

全ての貸付金債権の分類を見直し、適切な債権の管理回収が行われ、全ての担保物権について評価の見直しが行われた。

V 長期借入金 (自己評価b、主務省評価B)

旧年金の給付に充てられる長期借入金に際しては、競争入札を行い、市中金利の情勢に照らし、有利な条件での借入が行われたと認められる。

借入金額	借入金利率	応札倍率	市中金利（入札日29年1月23日時点）
60,200百万円	0.1022%	2.35倍	金利スワップ（5年）0.13%、長期プラ0.95% 国債△0.135%、政府保証債：△0.001%

(独)農業者年金基金に係る主務大臣評価の概要(第3期見込評価)

1 総合評定 B(概ね所期の目標を達成していると認められる)

(理由:項目別評定は、15項目中Aが1項目、Bが13項目、評価の対象外1項目と、B評定が多数を占めており、総合評定を引き下げる事象もないため)

【法人全体の評価】

項目別評定では個別の課題等はあるが、業務・組織全体としては、所期の目標の達成に向け、概ね適切に業務運営が行われており、平成29年度も、年度計画に基づき、中期目標及び中期計画に沿った取組が進められることが見込まれる。

なお、会検から指摘を受けた年金不適正支給事案については、再発防止策等の改善処置を講じ、法人全体の信用を失墜させるには至らなかつたものと認識。

(参考)今中期目標期間における総合評定の状況

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	C	B	B	

注:25年度は旧評価制度による評定結果で「A」が標準、26年度以降は「B」が標準。

2 項目別評定 (※赤字は、「B」以外の評定又は自己評価と主務省評価が相違するもの)

I 国民に対して提供するサービス等の業務の質の向上 (主務省評価B)

1 農業者年金事業 (自己評価b × 4、主務省評価B)

国年記録との突合、裁定請求漏れ防止のための勧奨文書の送付(毎月)について計画どおり実施されており、29年度も引き続き実施される見込み。

また、標準処理期間内の事務処理の割合等定量的な指標も各年度達成している。

標準処理期間内の事務処理の割合 (実績)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
97%以上	98.35%	97.66%	98.19%	98.31%

申出書等の返戻率 (実績)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
10%未満	7.7%	6.6%	8.2%	7.4%

2 年金資産の安全かつ効率的な運用 (主務省評価A)

(1)基本方針に基づく運用等 (自己評価a、主務省評価a)

計画どおり、基本方針に基づいて、年金資産の安全かつ効率的な運用が適切に行われたことに加え、マイナス金利の進行という急速な運用環境の変化にも適確に対応し、年金財政への悪影響を最大限回避する方策を速やかに実行するなど、目標を上回る成果が認められる。

(2)運用結果の公表及び加入者等への通知 (自己評価b、主務省評価b)

計画どおり、年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表し、また、加入者及び待期者に対して、運用結果の通知を行っており、29年度も引き続き実施される見込み。

(3)ガバナンスの強化（自己評価a、主務省評価a）

計画どおり、運用受託機関名等の公表が行われていることに加え、平成27年度以降、資金運用委員会を外部専門家ののみの構成としたことにより、資金運用の透明性が向上し、ガバナンスの一層の強化が進められた。

3 制度の普及推進及び情報提供の充実（主務省評価B）

(1)加入目標の設定（自己評価b、主務省評価b）

平成28年度末で到達すべき目標（18.8%）には既に到達しており、また、平成29年度当初の加入実績も前年度を上回るペースとなっていることから、今後、このペースを維持することができれば、所期の目標の達成が見込まれる。

○20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める加入者の割合の推移

区分	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
各年度末に到達すべき割合	-	15.5%	16.6%	17.7%	18.8%	20.0%
実 績	14.0%	16.9%	17.0%	18.5%	19.2%	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 政策年金としての制度の役割を踏まえ、次期中期計画においても、引き続き、若い農業者の加入の更なる拡大を目指して取組を進めるとともに、女性の活躍を後押しするため、女性農業者への普及も一層推進することが必要。

政策年金としての農業者年金制度の役割を踏まえ、次期中期計画においても、引き続き、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の更なる拡大を目指して取組を進めるとともに、農業経営の発展に重要な役割を担う女性の活躍を後押しするため、女性農業者に対する制度の普及についても一層推進する必要がある。

(2)加入推進活動関係（自己評価b×2、主務省評価b×2）

計画どおり、各年度に策定した加入推進取組方針に基づき、新規就農者への働きかけなど、若い農業者に重点を置いた推進活動を実施するとともに、新規加入者へのアンケート調査等を基に活動効果の検証を行っている。

また、地域の加入推進活動リーダーを育成するため、農業委員等を対象に研修会を開催し、外部専門家の招聘、研修テキストの見直しなど、制度の理解の増進を図る取組が実施されている。

(3)加入推進活動の格差縮小（自己評価a、主務省評価b）

目標未達成県の平均の新規加入推進目標達成率は年々上昇し、重点都道府県の39歳以下の新規加入者数の対前年度比も、毎年度、全国を上回る成果を上げおり、活動格差の縮小成果は認められるが、39歳以下の新規加入者総数が前年度以下の年度があるなど、必ずしも成果の底上げに結びついているとは言えないことから、目標を上回る成果があったとは認められない

(4)ホームページ等による情報提供（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、各種PR資料の作成、関係機関への提供、HPへの掲載が行われ、また、年金受給者等に対し、支給停止の手続等の情報提供が行われている。

II 業務の効率化（主務省評価B）

1 運営経費の抑制（自己評価b×3、主務省評価B）

計画どおり、運営経費の抑制（一般管理費3%削減、事業費1%削減、ラスパイレス指数100以下等）が図られている。

また、調達関係については、やむを得ないもの以外は全て一般競争入札とするほか、企画競争入札等に係る契約審査委員会の事前審査、一括応札の改善方策の検討、契約監視委員会での調達等合理化計画のチェック等契約の適正化が進められている。

2 業務運営の効率化（主務省評価B）

(1)事務書類の簡素化（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、平成26年2月に新たな年金記録管理システムが導入され、書類の簡素化が図られるとともに、その効果を検証し、必要に応じた見直しが行われている。

(2)電子情報提供システムの利用促進等（自己評価b、主務省評価b）

新たな年金記録管理システムの普及拡大取組方針を決定して全業務受託機関での新システム利用を目標に掲げ、研修会等でシステムの利用方法等を説明するなど利用促進（アクセス件数の増加）に努め、新システム移行後、アクセス件数はそれ以前より増加した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 受託機関のシステム利用状況が100%に達していないことから、一層の効率化を図る観点から、次期中期計画において、利用可能な全受託機関で新システムが利用されることを目指し、利用率の向上を図ることが必要。

(3)年金記録管理システムの開発等（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、迅速性及び効率性の向上等のための事務改善が可能な機能を備えた年金記録管理システムについて、25年度中に開発を終え、26年度当初から運用を開始しており、中期計画における所期の目標を達成している。

3 組織運営の合理化（自己評価b×2、主務省評価B）

常勤職員は74人と、75人以下となっており、また、役職員の給与等の決定について、人事評価を導入するなど成果主義が導入されている。

4 委託業務の効率的・効果的実施（自己評価b×3、主務省評価B）

業務受託機関から提出された業務委託費に係る実績報告書を集計し、その活動状況を適切に把握している。また、業務委託費の配分基準の適正化を行うとともに、固定的な配分から39歳以下の新規加入者の実績を反映した配分方法を導入するなど、インセンティブ効果を高める見直しを行っている。

5 業務運営能力の向上（自己評価b×2、主務省評価B）

計画どおり、初任者研修や専門研修等を適切に実施し、また、会計検査院からの指摘を受けた事務手続の改善措置について、4月の担当者会議で都道府県段階の業務受託機関に対して周知徹底を図るなど適切に対応したと認められる。

6 内部統制の充実・強化（主務省評価B）

(1) 内部統制の充実・強化（自己評価b、主務省評価b）

内部統制基本方針を平成25年4月に策定し、その後も内部統制の充実・強化に取り組んでいると認められる。

(2) 理事長による内部統制の指示（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、役職員に対する「役職員の行動指針」に基づく指示及び周知並びに毎四半期の経営管理会議の開催による中期計画・年度計画の進捗管理等が適切に実施されていると認められる。

(3) コンプライアンスの推進等（自己評価b×2、主務省評価b×2）

計画どおり、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会等をそれぞれ年2回開催し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底の取組がなされた。また、コンプライアンス研修、内部監査、運営評議会についても計画どおり適切に実施された。

(4) 業務受託機関に対する考查指導（自己評価b、主務省評価b）

25年度から28年度までの考查指導実施機関数の累計は1,050機関であり、毎年度240機関実施した場合の960機関に対する達成割合は109%となっており、また、考查指導の結果については、4月の業務受託機関担当者会議で周知徹底を行っている等効果の浸透も図られている。

(5) 情報セキュリティ対策の向上（自己評価a、主務省評価a）

政府統一基準群等を参考に情報セキュリティ規程の見直しが進められ、また、

システム脆弱性情報への対処及び農林水産省への報告についても迅速かつ適確に行われている。

加えて、27年6月の日本年金機構による個人情報漏えい問題を受け、計画外のセキュリティの向上対策に迅速かつ適確に取り組んだことから、目標を上回る成果があったものと評価。

III 財務内容の改善（自己評価b×2、主務省評価B）

全ての貸付金債権の分類を見直し、適切な債権の管理回収が行われ、全ての担保物権について評価の見直しが行われた。

V 長期借入金（自己評価B、主務省評価B）

旧年金の給付に充てられる長期借入金に際しては、競争入札を行い、市中金利の情勢に照らしても、概ね有利な条件での借入が行われたと認められる。

